

農業経営統計調査に係る第 1 回部会（令和 6 年 1 月 29 日）の議論を踏まえた意見 （小針専門委員）

1 農林水産省の回答に関する全体的な意見

今回の審査メモに対する農林水産省の回答を拝見するとともに、1 月 29 日の産業統計部会での説明を受けた印象として、

- ① WHY（なぜ、このタイミング（令和 6 年調査）から、民間委託に移行するのか）
- ② HOW（民間委託に移行するにあたり、統計の精度を確保しつつ継続させるために、どのように対応するのか）のいずれについても回答内容が不明確で、このままでは判断が難しいです。

2 WHY（なぜ、このタイミング（令和 6 年調査）から、民間委託に移行するのか）について

審査メモの回答にも記載されているとおり、「調査対象者の高齢化や実査・実測の担い手の不足等調査をとりまく環境が厳しい状況の中、一層の統計調査の効率化や報告者の負担軽減が喫緊の課題」であることは誰もが認識しており、その解決を図るための手段として「民間委託」を模索することを否定するわけではありません。

しかし、「なぜ、このタイミングでこの調査計画の変更を求めるのか」については、書面でも明確な回答にはなっていません。調査の体系を変更する理由は多岐にわたり、将来的な可能性も含め相互に関連すると考えますので、改めて再整理の上、回答してください。

3 HOW（民間委託に移行するにあたり、統計の精度を確保しつつ継続させるために、どのように対応するのか）について

今回の変更は、職員や専門調査員のサポートのもとで行われる実質的な他計調査（聞き取り調査）から、郵送・自計を軸とする民間委託へと調査体系を大幅に変更するものです。

しかし、審査メモへの回答を見る限り、この変更が統計の精度に及ぼす影響や精度を維持するための方策についての説明は具体性に乏しいと考えます。

そこで、第 1 回部会で既に発注されている「現行の調査体系（Before）と、予定している調査体系（After）の比較表」の作成に当たっては、以下の i）から iii）の点も考慮してください。

- i) 調査のプロセスごとに、①どのような業務があり、②それを誰が担当しているのか、が分かるように整理をしてください。
- ii) ①については、大別して、事務も含めたオペレーションのプロセスと、報告者に対するサポートがあると考えますので、区分して整理してはどうかと考えます。
- iii) ②については、Before の部分では、農林水産省職員（本省・地方農政局・県拠点）、専門調査員で区分すると、より明確になると考えます。

また、After の調査体系においては、「委託する民間事業者」「民間事業者が雇用する調査員」「農林水産省が直接雇用する専門調査員」での区分が考えられます。

4 農林水産省が直接雇用する専門調査員について

第1回の部会において、変更後においても農林水産省として報告者へのサポートが有り得る旨の説明がなされていましたが、現状において報告者へのフォローの多くを専門調査員が担っているという認識から、民間委託後に専門調査員の採用数に変更が生じるのかどうかについても教えてください。

農業経営統計調査に係る第 1 回部会（令和 6 年 1 月 29 日）の議論を踏まえた意見
（小西臨時委員）

- 1 資料 3 の農水省の回答資料では、「サポート」という用語が何度も用いられているが、内容が曖昧で、具体性が乏しいと思います。
今回の申請に伴う変更前後における業務内容の比較（いわゆる「ビフォー・アフター表」）については、既に資料作成が求められていると承知していますが、その中では、
「誰による（本省か、地方局か、専門調査員か）、誰に対する、どのような内容のサポートなのか」
についても明確に整理をお願いします。
- 2 また、今回の変更で「民間委託」する部分については、地方農政局等は、実査の現場から離れると理解していますが、前回部会の説明では、「客体との関係もあるから、何かあればサポートする」旨の回答がなされていました。
そのこと自体、急激な調査方法の変更に対する激変緩和策として、むしろ必要と考えていますが、農水省（又は地方農政局等）が、報告者に対して支援する場合が有り得るなら、「どのような場合に、どのような支援を行うのか」を明確にしてください。
- 3 民間調査員について、①農水省として、設置は必須（民間事業者の自由意思ではなく）として民間事業者に求めるのか。②民間調査員の業務内容は何か、御教示ください。
- 4 地方農政局等から民間事業者に提供される資料の一覧を、御教示ください。